

地域公共交通会議とは

1.交通会議の目的

バスやタクシー等の公共交通は、買い物・医療など日常生活を支える交通として重要であり、将来にわたって持続可能な移動環境を構築することは不可欠です。この会議は、道路運送法の規定に基づいて設置されており、地域の関係者が集まり、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について、交通事業者や利用者等の関係者間で知恵を出し合い、協議及び合意形成を図ることなどを目的としています。

また、東広島市地域公共交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく法定協議会を兼ねており、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の作成・実施に関する協議についても一体的に行っています。

▼「地域公共交通会議」と「法定協議会」の概要

項目	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則（第4条の2）	地域交通法（第6条）
主宰者	市町村等	市町村等
主な目的	・乗合旅客運送の態様等、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項等の協議 ・地域の交通計画を作成（任意）	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象となる交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
構成員	・自治体 ・交通事業者 ・利用者代表等 【必要に応じて追加】 道路管理者、警察等	・自治体 ・交通事業者 ・道路管理者 ・公安委員会 ・利用者代表等

2.構成員と期待される役割分担

それぞれの専門性や立場を活かし、対等な立場で合意形成を行います。

▼法定協議会の構成員と役割分担

構成員	役割
① 地方公共団体	計画の作成・運営、関係者との調整、施策の推進
② 公共交通事業者等	計画策定への参画、事業の実施
③ 道路管理者	計画策定への参画、道路に関する施策の検討・実施
④ 港湾管理者	計画策定への参画、港湾に関する施策の検討・実施
⑤ 関連事業者	計画策定への参画、事業の実施
⑥ 公安委員会	交通安全対策等の検討・実施
⑦ 利用者（住民等）	利用者視点での意見提出、利用促進への参画
⑧ 学識経験者	専門的助言、協議の支援
⑨ その他必要と認める者	計画策定への参画、利用促進への協力